

岩手県監査委員告示第19号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 宮古教育事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年10月20日

イ 本監査実施日 平成28年12月22日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年2月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
社会保険料の支出に当たり、相当期間経過してから支出しているものが2件、1,273,276円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	社会保険料の支出に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立一関第一高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年11月1日

イ 本監査実施日 平成28年12月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年2月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特殊勤務手当及び旅費の支給に当たり、支給していないものが3件、355,110円、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、21,250円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、他会計の事務処理との連携が不十分と認められることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、再発防止に努められたい。	支給すべき金額を支給していなかった旅費については、平成28年11月17日に支給した。 支給すべき金額より少なく支給していた特殊勤務手当については、平成28年12月15日に追給が完了した。 今後は、他会計の事務処理との連携及び組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立千厩高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年11月2日

イ 本監査実施日 平成28年12月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年2月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物の売払いに当たり、調定を行っていないものが1	生産物の売払いに当たっては、組織的なチェック体制を

件、31,716円あったので、適正な事務の執行に努められた い。	強化し、再発防止に努めることとした。
-------------------------------------	--------------------

4(1) 監査対象機関名 岩手県立種市高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年10月5日

イ 本監査実施日 平成28年12月2日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年2月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
資金前渡金の精算に当たり、支払完了後相当期間経過してから資金前渡精算書を会計管理者等に提示していたものが1件、14,715円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	資金前渡金の精算に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。